

第2章 全体構想

1	まちづくりのテーマ・基本目標・まちづくりの基本的な考え方	20
2	将来都市構造	22
3	分野別方針	25
	基本目標1 土地利用の方針	26
	基本目標2 道路・交通の方針	34
	基本目標3 みどり・水・環境共生の方針	42
	基本目標4 安全・安心の方針	52
	基本目標5 生活環境の方針	60

1 まちづくりのテーマ・基本目標・まちづくりの基本的な考え方

(1) まちづくりのテーマ・基本目標

基本構想※では、誰もが笑顔で暮らすことができ、また地域の人々の輪が生まれ、自分らしい豊かな暮らしを実感できるまちを目指し、「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像としています。

第1章の都市を取り巻く状況を踏まえ、本市で暮らす「人」、本市の魅力である豊かな「みどり」、人々の暮らしを支える「まち」が相互につながることにより、誰もが暮らしたいと思うまち、誰もが暮らし続けたいと思うまち、優しさがあふれるまちを目指して、都市計画マスタープラン※におけるまちづくりのテーマと5つの基本目標を示します。



基本構想

<将来像>

いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市



都市計画マスタープラン

<まちづくりのテーマ>

つながる「人・みどり・まち」

～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる 小金井～



<基本目標>

- 1 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち
- 2 人・モノの円滑な移動を支えるまち
- 3 次世代に誇れる自然と都市が調和したまち
- 4 誰もが安全で安心して暮らすことができるまち
- 5 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまち

2 将来都市構造

まちづくりのテーマ・基本目標の実現に向けた都市空間の骨格を示すため、都市計画マスタープラン※では、「拠点」、「軸」、「ゾーン」を主な構成要素として、将来都市構造を示します。

● 拠点とは

- 都市機能の集積度合いが高く、周辺エリア（後背地）の生活を支える地区
- 市内のみどりの充実が図られ、市内外から人々が集まる地区

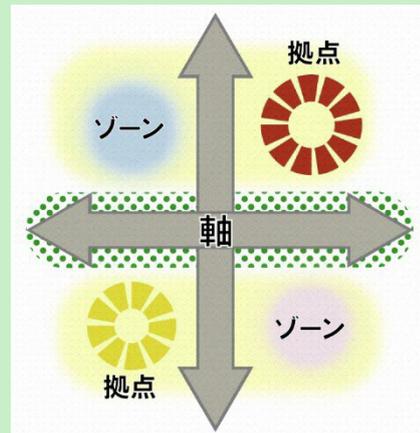
● 軸とは

- 市内の拠点間のみならず、市外の主要拠点などを結ぶもの
- 広域的なもの及び連続性のあるもの

● ゾーンとは

- 地域のまとまり及び生活圏※又は土地利用の大きな方針などを示すエリア

【将来都市構造の構成要素】



(1) 拠点

拠点として、「都市機能の拠点」、「みどりの拠点」を位置付けます。

① 都市機能の拠点



中心拠点（武蔵小金井駅周辺）

- 商業、業務及び居住など様々な活動を支える都市機能が集積する武蔵小金井駅周辺を、にぎわいを形成する市の中心としての役割を担う中心拠点と位置付けます。



地域拠点

- 各地域での生活を支える生活利便施設が充実し、公共交通などを有効に活用して、高齢者福祉・介護、障がい福祉及び子育てなどの各種サービスを利用することができる、にぎわいがある生活圏※の中心地を、地域拠点と位置付けます。



副次拠点（東小金井駅周辺）

- 東小金井駅北口土地区画整理事業※により都市基盤整備が進み、魅力ある商業地など都市機能を備える東小金井駅周辺を、中心拠点を補完・連携する役割を担う副次拠点と位置付けます。



行政・福祉総合拠点

- 新庁舎・（仮称）新福祉会館は、行政・福祉機能の集約による総合的サービス提供と災害時における防災の拠点となることから、行政・福祉総合拠点と位置付けます。

② みどりの拠点

みどりの拠点（広域交流拠点）

- 面的なみどりの広がりを持ち、みどりの充実が図られるとともに、市内外から人々が集まる場としてだけでなく、防災面でも活用する場として、大規模な都立公園、霊園及び大学にあるみどりの空間を、みどりの拠点（広域交流拠点）と位置付けます。

(2) 軸

軸として、「広域連携軸」、「地域連携軸」、「みどりの軸」を位置付けます。

広域連携軸

- 市内外の拠点間の人・モノの円滑な移動を支える主要な動線又は都市構造の骨格の役割を担うものとして、五日市街道、新小金井街道、東八道路及びJR中央本線を、広域連携軸と位置付けます。

地域連携軸

- 広域連携軸とともに市の骨格を形成する動線として、都市計画道路*、都市計画道路*以外の都道及び西武多摩川線を、地域連携軸と位置付けます。

みどりの軸

- みどりの拠点と拠点をつなぐ崖線、河川及び街路樹などの連続するみどりを、みどりの軸と位置付けます。

(3) ゾーン

ゾーンとして、「暮らしのゾーン」、「商業・業務ゾーン」、「みどりのゾーン」を位置付けます。

暮らしのゾーン

- 住宅を中心とした土地利用の状況を踏まえ、身近なみどりの創出など良好な住環境の形成に向けて、誰もが安全で安心して暮らすことができ、地域の特性に応じたまちづくりを推進する区域を、暮らしのゾーンと位置付けます。

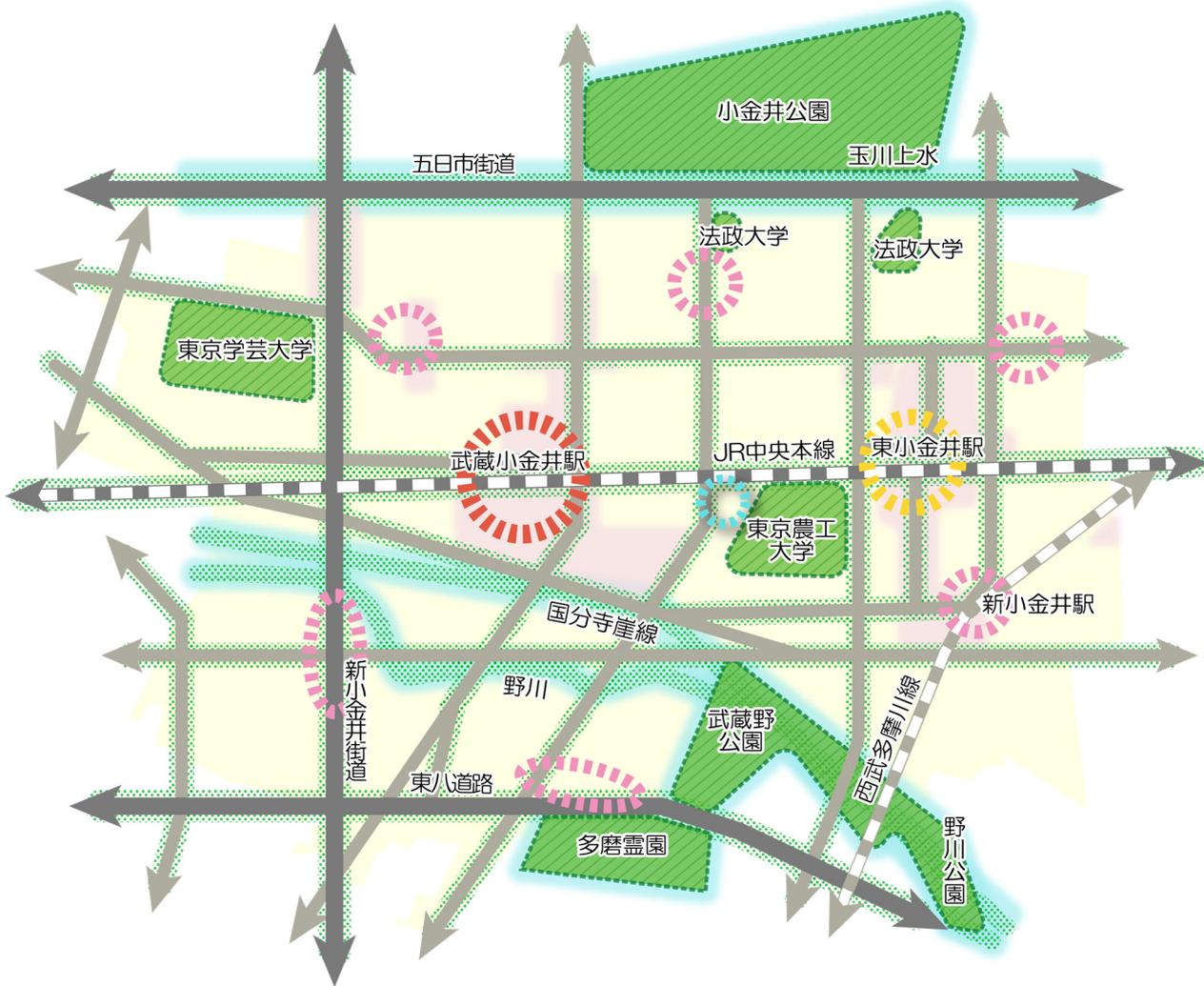
みどりのゾーン

- 特色あるみどり及び特徴のある地形により、連続したみどり・水を有し、良好な景観を可能な限り維持・保全する区域を、みどりのゾーンと位置付けます。

商業・業務ゾーン

- 商業・業務施設と都市型住宅が共存する土地利用の状況を踏まえ、住環境との調和を図り、にぎわい・活力のあるまちづくりを推進する区域を、商業・業務ゾーンと位置付けます。

将来都市構造図



凡例

拠点	軸	ゾーン
中心拠点	広域連携軸	暮らしのゾーン
副次拠点	地域連携軸	商業・業務ゾーン
地域拠点	みどりの軸	みどりのゾーン
行政・福祉総合拠点		
みどりの拠点 (広域交流拠点)		

3 分野別方針

まちづくりのテーマ・基本目標を実現するため、「土地利用、道路・交通、みどり・水・環境共生、安全・安心、生活環境」の5つの分野別に目指す将来像及び方針を示します。

まちづくりのテーマ	基本目標	分野別方針
<p>つながる 「人・みどり・まち」 ～暮らしたい 暮らし続けたい 優しさあふれる 小金井～</p>	<p>基本目標1 快適で利便性の高い、 暮らしやすさを実感できるまち</p>	<p>土地利用の方針</p> 
	<p>基本目標2 人・モノの円滑な移動を支えるまち</p>	<p>道路・交通の方針</p> 
	<p>基本目標3 次世代に誇れる自然と都市が調和したまち</p>	<p>みどり・水・環境共生の方針</p> 
	<p>基本目標4 誰もが安全で安心して暮らすことができるまち</p>	<p>安全・安心の方針</p> 
	<p>基本目標5 一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまち</p>	<p>生活環境の方針</p> 

基本目標 1 快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できるまち

土地利用の方針

本市では、JR中央本線連続立体交差事業※が完了し、開かずの踏切が除去され南北の交通が円滑化されました。また、武蔵小金井駅南口では市街地再開発事業※が完了し、新たな人の流れが生まれています。さらに、東小金井駅北口では土地区画整理事業※が施行中であるとともに、新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設も予定されるなど、計画的なまちづくりを進めています。

まちづくりのテーマを実現するため、土地利用の方針では、これまで整備されてきたストックを活用することにより、市民生活を支える都市機能を充実させ、拠点性のさらなる向上を図るとともに、今後の少子高齢化の進展を踏まえ、歩いて行ける身近な拠点の形成による、誰もが暮らしたい、暮らし続けたいと感じられるコンパクトなまちづくりを推進し、快適で利便性の高い、暮らしやすさを実感できる持続可能なまちを目指します。

身近な場所で、豊かな自然が感じられるまち



駅周辺に様々な施設があり、人々が集まり、にぎわい・活力があるまち



新たな交流及び仕事が生み出されるまち



目指す将来像

- 中心拠点及び副次拠点は、商業、業務及び居住など、様々な都市機能が集積し、居心地が良く楽しく歩ける空間が形成されたまち
- 快適で利便性が高く、人々の活動が盛んで新たな交流及び仕事が生み出されるなど、活力が生まれるまち
- 地域拠点では、多世代が集まりにぎわいが生まれ、身近で生活に必要なサービスなどが整うコンパクトで歩いて暮らせるまち
- 自然環境を保全し、生物の多様性に配慮するなど、自然と共生したみどり豊かなまち

居心地が良く楽しく
歩くことができるまち

住まいの近くで買物などが
できるコンパクトなまち

オープンスペースで
イベントができ、
人と人が触れ合えるまち



(1) 拠点の形成

① 「中心拠点（武蔵小金井駅周辺）」における土地利用

- 市の中心でにぎわいがあり、楽しく歩くことができ、みどりある魅力的な拠点として、まち自体の価値の向上を図ります。
- 駅周辺の都市基盤をいかして、交通結節点としての拠点性の向上を図るとともに、南北間の回遊性を高めることにより、利便性が高く、快適で歩いて楽しいにぎわいのある居心地の良い空間の創出を図ります。
- 企業、学校、市民及び市の連携のもとに、産業の育成を推進するとともに、多様な働き方などに対応した都市機能の誘導・集積を図ります。
- 市街地開発事業※を活用した計画的な土地の高度利用などにより、商業、業務及び都市型住宅などが調和した土地利用を推進し、さらなるにぎわい・活力の創出を図ります。



武蔵小金井駅南口地区

② 「副次拠点（東小金井駅周辺）」における土地利用

- 市の東部地域の中心であり、魅力ある市街地を形成する拠点として、地域の活力とまちのイメージを高めます。
- 既存のインキュベーション※施設などをいかして、新たな事業・産業の創出を推進するとともに、多様な働き方などに対応した都市機能の誘導・集積を図ります。
- 交通結節点として拠点性の向上を図るとともに、みどり豊かで落ち着きがあり、居心地が良く、歩きたくなる空間の創出などを図ります。
- 計画的に都市基盤を整備することにより、個性豊かで、にぎわい・活力が生まれる拠点の形成を推進します。



東小金井駅北口駅前広場

③ 地域の生活を支える「地域拠点」における土地利用

- 既存の商業機能をいかして、地域の生活を支える生活利便施設及び世代を超えて地域の人が集う交流機能などの誘導に努め、歩いて暮らせるにぎわいのある空間の形成を図ります。
- 地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて地区計画など、様々なまちづくり手法を活用し、適切な土地利用を検討します。



本町団地入口交差点周辺



新小金井駅周辺

④ 「行政・福祉総合拠点」周辺における土地利用

- 行政・福祉総合拠点周辺では、新たな交流の場が生まれることから、新庁舎・（仮称）新福祉会館を中心として、商業、業務及び住宅などが調和した土地利用を推進します。



新庁舎・（仮称）新福祉会館建設予定地

(2) 土地利用の誘導

① 住宅系（暮らしのゾーン）

● 低層住宅地

- 低層住宅地として維持し、宅地内の緑化の推進などにより、ゆとりと潤いのある居住空間を形成するとともに、快適で良好な住宅地への誘導に努め、必要に応じて緑化を推進するための制度の活用などを検討します。
- 農地の保全を図り、良好な住環境を維持し、地域の魅力を向上させるため、居住環境及び営農環境が調和した市街地の形成を図るとともに、必要に応じて農地を保全する制度の活用などを検討します。
- 良好な住環境の維持及び安全で快適なまちづくりを推進するため、建築物の敷地面積の最低限度の導入を検討します。



市役所第二庁舎から貫井南町を望む

● 中層住宅地

- 駅周辺の利便性の高い住宅地及び従来から中層建築物が立地する沿道などは、戸建住宅とマンションなどの都市型住宅が調和した住宅地への誘導に努めます。



北大通り沿道

● 大規模団地

- 建替時期を迎える大規模団地では、潤い及び魅力がある都市環境を形成するため、必要に応じて地区計画制度により住みやすい住宅地への誘導に努め、敷地内の緑化推進を図ります。
- 都営住宅及び公社住宅の建替えにより創出された用地は、地域の状況を踏まえ、東京都などの関係機関と連携して適切な活用を図ります。



本町住宅

② 複合系（暮らしのゾーン）

● 沿道利用地

- 五日市街道、東八道路及び新小金井街道の沿道では、沿道立地型の商業、業務及び生活利便施設を中心とした都市機能を誘導し、地域の暮らしを支える個性的で魅力ある空間づくりを目指した土地利用を推進するとともに、広幅員道路をいかした市街地景観の形成に努めます。

● 住商複合地

- 五日市街道、東八道路及び新小金井街道以外の都市計画道路※の沿道では、日常的な商業、業務及び生活利便施設と都市型住宅が調和し、魅力的で都市機能が集積した市街地に誘導するとともに、市街地景観の形成及び歩行空間の確保による快適な都市空間の形成に努めます。

③ 商業系（商業・業務ゾーン）

● 商業・業務地

- 中心拠点（武蔵小金井駅周辺）及び副次拠点（東小金井駅周辺）では、交通利便性が高いことから、都市機能の誘導・集積、都市基盤の整備及び計画的な土地の高度利用などにより、商業、業務及び都市型住宅などが調和した土地利用を推進し、商業の活性化、回遊性の向上及び憩いの空間の創出を図ります。
- その他の商業・業務地では、周辺環境との調和に配慮し、適切な土地利用を推進します。



武蔵小金井駅北口周辺

④ 自然系（みどりのゾーン）

- 国分寺崖線（はげ）※、野川及び公園などは、憩いの場及び自然環境を学ぶ場であるとともに、温室効果ガス※の吸収、ヒートアイランド現象※の緩和及び生き物のすみかなど多様な機能を有していることから、これらを保全し、活用することにより、魅力ある自然と都市が調和した土地利用に努めます。



野川の風景

（提供）小金井市観光まちおこし協会

⑤ その他の土地利用

● その他大規模土地利用

- 敷地規模が大きい土地で土地利用の転換が行われる場合は、これまでの土地利用の経緯などを踏まえ、周辺環境との調和に配慮し、必要に応じて適切な土地利用を検討します。

● 庁舎跡地エリア

- 現在の市役所周辺では、新庁舎・（仮称）新福祉会館への移転後も、中心拠点に隣接する庁舎跡地エリアとして、周辺市街地との調和に配慮し、多様な生活を支えられるよう、今後の土地利用を検討します。



市役所本庁舎周辺

● にぎわいと交流エリア

- 中心拠点、副次拠点及び行政・福祉総合拠点を相互に結ぶJR中央本線沿線では、新たな人の流れが生まれ、交流がさらに盛んになるにぎわいと交流エリアとして、周辺の住宅地との調和を図り、適切な土地利用を検討します。

● 地区計画制度などの活用

- 地域特性に配慮したきめ細やかなまちづくりを推進するため、必要に応じて地区計画制度などの活用により、建築物の制限・緩和などを検討します。

● 公共施設などの土地利用

- 地域に必要な公共施設などでは、周辺環境の調和及び市民の利便性に配慮して、施設の更新への対応を計画的に推進するとともに、多機能化、複合化及び転用に対応できるよう、必要に応じて適切な土地利用を検討します。

【コラム】 歩いて暮らせるまちづくり

生活に必要な機能などを各拠点に誘導することにより、歩いて暮らせるまちづくりが実現し、さらに、公共交通などで各拠点を結ぶことにより、生活利便性の維持・向上、地域経済活動の活性化、行政コストの削減及び環境負荷低減が期待できます。また、快適な交流・滞在空間を創出するウォークブルなまちづくり（居心地が良く歩きたくなるまちづくり）を推進することにより、都市に活力を生み出すことにつながります。

在宅勤務など、住宅周辺の身近なエリアで多様な活動が行われるようになってきたことから、身近な生活圏^{*}で、憩いの空間の重要性が再認識され、仕事及び休息・余暇にも活用できる居心地の良い空間などへのニーズの高まりに対応した、コンパクトで持続可能なまちづくりが求められています。

方針図（土地利用）



凡例

中心拠点	低層住宅地	都市計画公園・緑地	広域幹線道路
副次拠点	中層住宅地	都市計画墓園	幹線道路
地域拠点	大規模団地	特別緑地保全地区	都市計画道路以外の都道
行政・福祉総合拠点	沿道利用地	主なその他大規模土地利用	鉄道・駅
	住商複合地	庁舎跡地エリア	国分寺崖線(はけ)
	商業・業務地	にぎわいと交流エリア	河川
		地区計画	
		教育施設	

序章 都市計画マスタープラン
見直しについて

第1章 都市を取り巻く状況

第2章 全体構想

第3章 地域別構想

第4章 まちづくりの実現に向けて

資料編

基本目標 2

人・モノの円滑な移動を支えるまち

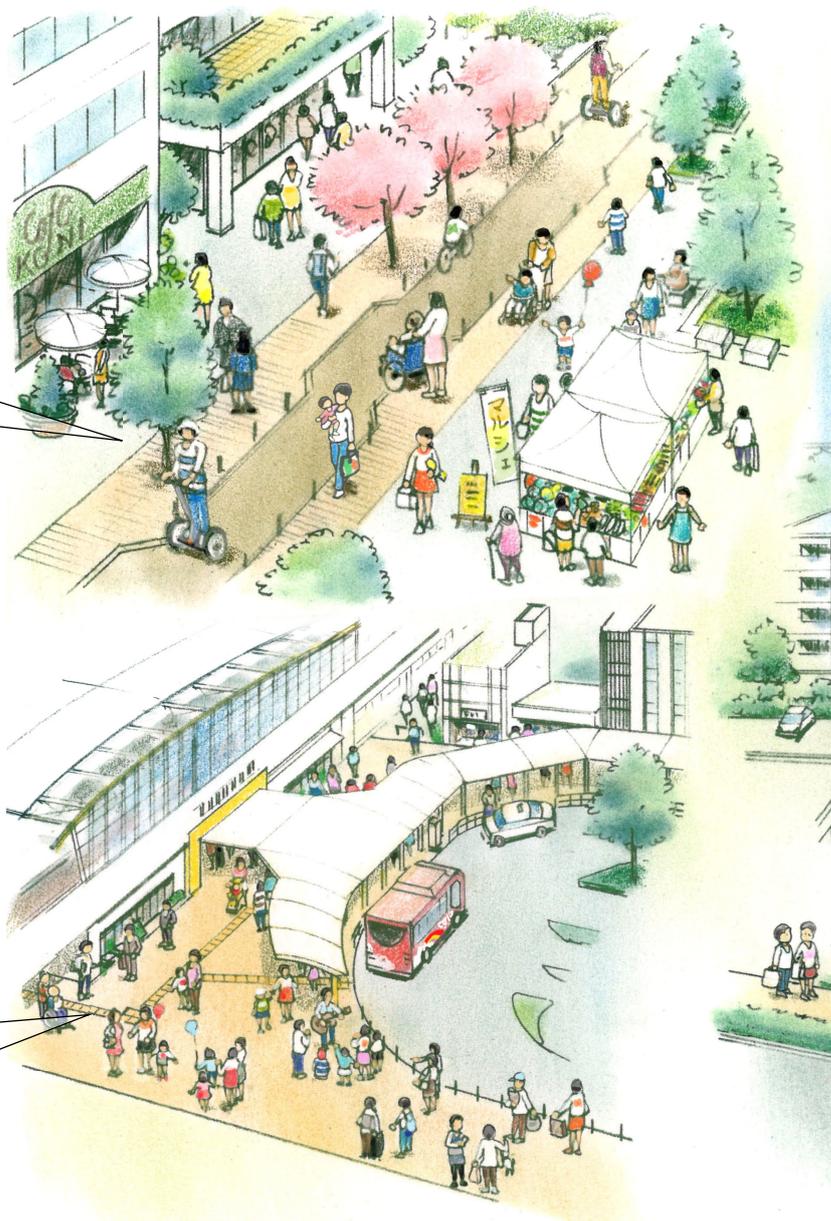
道路・交通の方針

都市における社会経済活動を支える道路は、都市交通の動脈としての交通機能としてだけでなく、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間の確保及び災害時の防災機能など多様な機能を有しており、その役割は重要なものとなっています。また、高齢化が進む中、坂の多い市内で、公共交通は市民の移動手段として欠かせないものとなっています。

まちづくりのテーマを実現するため、道路・交通の方針では、円滑に移動できる道路網の整備、人にやさしい交通環境の整備及び総合交通体系の構築などを進め、人・モノの円滑な移動を支える持続可能なまちを目指します。

ゆったりと歩ける安全な歩行空間が整備されたまち

移動手段を自由に選択でき、円滑に移動できるまち



目指す将来像

- 都市の骨格である道路ネットワークが形成され、人・モノがスムーズに移動できるだけでなく、円滑に災害時の救助活動ができるまち
- 歩行空間及び自転車利用環境を形成し、子ども、高齢者及び障がいのある人など、誰もが安全で快適に移動できるまち
- まちなかは安全な歩行空間が確保され、人中心の空間を形成し、居心地が良く歩きたくなるまち
- 公共交通及び新たな移動手段の活用などにより、移動手段を自由に選択でき、坂の多い市内を誰もが円滑に移動できるまち



(1) 都市構造を支え、人・モノが円滑に移動できる道路網の整備

① 都市計画道路の整備方針（広域連携軸・地域連携軸）

- 東京都及び関係市と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み・着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び国分寺崖線（はげ）※、野川、玉川上水及び都市公園など自然環境・景観などの保全を勘案して、必要な道路整備を計画的に進めます。
- 長期間にわたり事業化する時期が未定の広域幹線道路及び幹線道路については、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、東京都及び関係市と連携して、都市計画道路※の検証を行い、必要に応じて、見直すべきものは見直していきます。

● 広域幹線道路の整備

- 東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する都市計画道路※（五日市街道、東八道路、新小金井街道）を広域幹線道路と位置付けます。
- 広域幹線道路は、広域的な人・モノの流れを円滑にするとともに、延焼遮断帯※の形成、緊急物資の輸送、災害廃棄物処理の迅速化など広域的な防災性の向上及び良好な市街地環境形成の効果が期待できることから、未完成区間は、東京都に整備推進を要望します。
- 事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、玉川上水など自然環境・景観の保全などに配慮することを要望します。
- 安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境を形成することを要望します。

都市計画道路3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
都市計画道路3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
都市計画道路3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】



東八道路



新小金井街道

● 幹線道路の整備

- 広域幹線道路とともに市の骨格を形成し、主に地域の交通を処理する広域幹線道路以外の都市計画道路*を幹線道路と位置付けます。
- 幹線道路は、円滑に地域交通を処理するとともに、延焼遮断帯*の形成、避難場所へのアクセス性向上など地域の防災性の向上及び通過交通のない安全で暮らしやすい生活空間形成の効果が期待されることから、未完成区間は、必要な道路整備を計画的に推進します。なお、東京都が事業を行う路線は、丁寧な対応を東京都に要望します。
- 事業を進めるに当たっては、適切な情報提供、市民との対話など丁寧な説明及び生活の継続性に配慮した市民への対応を行うとともに、国分寺崖線（はげ）*、野川及び都市公園など自然環境・景観の保全などに配慮します。なお、東京都が事業を行う路線は、必要に応じて、課題解決に向けた丁寧な対応を東京都に要望します。
- 安全で快適に移動できる歩行空間及び自転車利用環境の形成を進めます。

都市計画道路3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通りなど】
 都市計画道路3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通りなど】
 都市計画道路3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】
 都市計画道路3・4・8号線（新小金井久留米線）
 都市計画道路3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】
 都市計画道路3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通りなど】
 都市計画道路3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通りなど】
 都市計画道路3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通りなど】
 都市計画道路3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道など】
 都市計画道路3・4・15号線（府中国分寺線）
 都市計画道路3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地藏通りなど】



緑中央通り



東大通り

② 都道の活用方針

- 都市計画道路※以外の都道（小金井街道一部及び連雀通り一部）は、当面現道を幹線道路として活用します。

主要地方道15号線（小金井街道）
都道134号線（連雀通り）



小金井街道

③ 生活道路の整備方針

- 生活道路は、地区の生活交通及びコミュニティ活動の軸であるとともに、災害時における身近な避難場所までの避難道路として整備を推進します。
- 狭あい道路※の拡幅は、建替え及び宅地開発などにあわせて改善を推進します。

【コラム】 優先整備路線

東京都と特別区及び26市2町は「東京における都市計画道路※の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28（2016）年3月策定）の中で、都市計画道路※を計画的・効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を選定しています。これを優先整備路線といいます。

この方針では、未着手の都市計画道路※を対象に、道路整備の基本目標を踏まえ今後も必要な都市計画道路※なのかどうかの検証（将来都市計画道路※ネットワークの検証）が行われ、小金井市域では東京都施行の優先整備路線として都市計画道路※小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線外の2路線を選定しています。

2つの優先整備路線は、これまで市民から環境に対する影響などを懸念する多くのご意見をパブリックコメントなどでいただいております。また、市議会でも意見書及び決議が可決されています。

これらを踏まえ、本市では、2つの優先整備路線に関して、市民の関心が高く、様々なご意見が寄せられていることから、今後の道路整備に対する考え方の参考とするため、アンケートを実施しました。

また、市長より東京都知事に対して、事業に関する考え方を直接伝えるとともに、市民への周知及び事業の進め方に関する要望書を提出しています。

詳しい経過はホームページをご覧ください。



優先整備路線に関する市のホームページ

(2) 誰もが安全で快適な、人にやさしい交通環境の整備

① 歩行空間の形成

- 子ども、高齢者及び障がいのある人など誰もが快適に移動できるよう、駅などの交通施設、主要施設及びそれらを結ぶ歩行空間は、段差解消、幅員の確保、舗装の再整備及び視覚障がい者誘導用ブロックの整備などにより、バリアフリー*化及びユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを推進します。
- 車いす利用者をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保するため、無電柱化を推進します。
- 学校周辺及び住宅地の生活道路は、関係機関と連携して、安全な歩行空間の確保に努めます。
- 遊歩道を適切に維持管理し、歩行者が快適に移動できる空間の確保に努めます。
- 各拠点の周辺では、既存道路の幅員構成の検討及びベンチの設置などにより、回遊性を高める歩行空間の整備を図ります。
- 路面標示及び道路反射鏡などの交通安全施設の適切な維持管理により、交通安全対策を推進します。

② 自転車利用環境の形成

- 既存道路の幅員構成の検討及び都市計画道路*の整備により、自転車走行空間の整備を推進し、市内での自転車ネットワークの形成を図ります。
- 駅周辺などでは、放置自転車対策を効果的に実施するとともに、自転車駐車場の整備を検討し、自転車利用環境の整備に努めます。
- 交通体系の中で重要な役割を果たす交通手段の一つである自転車を、誰もが安全に利用できるとともに、気軽に楽しめる環境づくりを進めていくため、自転車活用の推進に向けた計画の策定を検討します。
- 自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上のため、市民に分かりやすい効果的な啓発を関係機関と連携して推進します。



自転車駐車場

(3) 誰もが円滑に移動でき、持続可能な総合交通体系の構築

① 暮らしを支える公共交通体系の構築

- 誰もが円滑に移動でき、市民の生活の質が維持・向上できるように、将来的な交通需要及び新たな都市のあり方に対応した都市交通の再構築を目指し、持続可能な運送サービス提供の確保に資する取組を推進するため、駅から各地域を結ぶフィーダー交通*の充実に向けて、小金井市コミュニティバス（C o C oバス）*再編後の公共交通のあり方を総合的に検討します。



小金井市コミュニティバス（C o C oバス）

② 交通結節機能の充実

- 鉄道及びバスなど公共交通の重要な交通結節点である武蔵小金井駅前及び東小金井駅前では、誰もが円滑に乗り継ぎができるよう、交通結節機能の充実に向けた仕組みづくりを検討します。

③ 新たな移動手段の検討

- 社会の新しい動きを捉えて、ICT*を活用した移動をつなぐサービスであるMa a S*及び先端技術などの活用により、地域の特性に応じて、環境に優しい自動車、自動運転、新たなモビリティ*導入の可能性を踏まえた基盤整備及び新しい交通網の仕組みづくりなどを検討します。

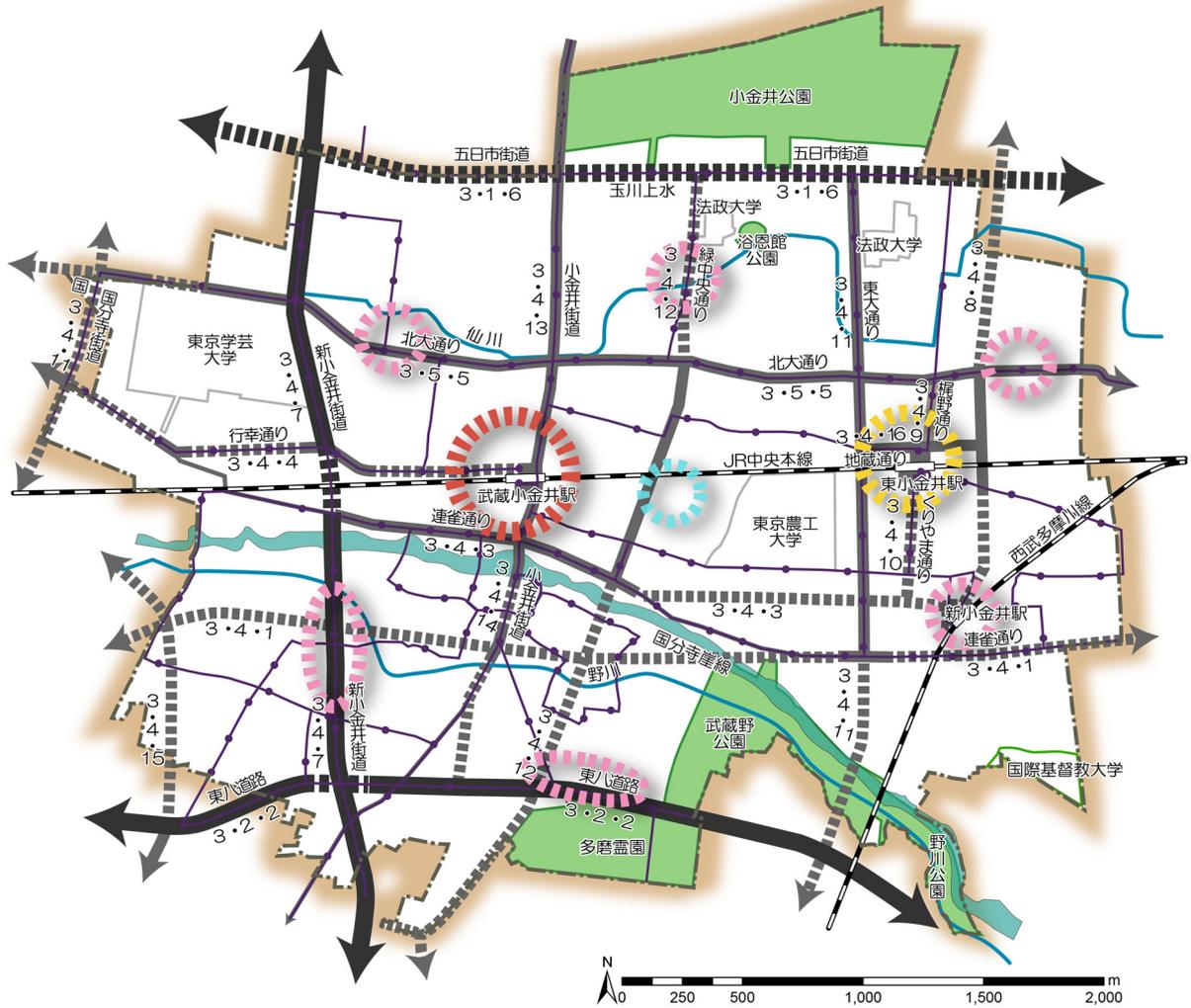
【コラム】 自動運転など新たなモビリティの導入

自動運転、個人の移動を支えるパーソナルモビリティ*及びグリーンスローモビリティ*など新たなモビリティ*は、交通事故の減少、輸送効率の向上及び慢性的な渋滞の解消など、社会に対して様々な影響をもたらすと考えられています。

鉄道、バス及びタクシーなど公共交通機関を一つのサービスとして継ぎ目なく結ぶ移動（Ma a S*）の進展に伴い、公共交通機関同士の連携は進んでいます。一方で、高齢者及び障がいのある人などは、公共交通機関の利便性は高まるものの、自宅から最寄りのバス停、到着した駅から目的地までの徒歩での移動に障壁を感じ、外出をためらう人がいることが実情です。

この障壁を取り除き、徒歩に代わる新しい移動のスタイルであり、円滑な移動を支える技術として、パーソナルモビリティ*の自動運転技術の開発が進んでいます。さらに、アプリなどでの呼び出し、目的地までの自動走行及び乗り捨て後の無人回収などを行う、パーソナルモビリティ*のシェアリングサービスの実現に向けた実験も進んでおり、高齢者及び障がいのある人などの移動は、大きく変わろうとしています。

方針図（道路・交通）



凡例

- | | | |
|----------------------|-----------|-----------|
| 広域幹線道路 ^{注1} | 中心拠点 | 大規模公園・墓園 |
| 幹線道路 ^{注2} | 副次拠点 | 国分寺崖線(はげ) |
| 都市計画道路以外の都道 | 地域拠点 | 河川 |
| 鉄道・駅 | 行政・福祉総合拠点 | |
| バスルート ^{注3} | | |
| バス停 ^{注3} | | |

注1：実線 整備済み・整備中、点線 未完成

注2：実線 整備済み・整備中、点線 未完成

注3：令和4（2022）年8月現在

基本目標 3

次世代に誇れる自然と都市が調和したまち

みどり・水・環境共生の方針

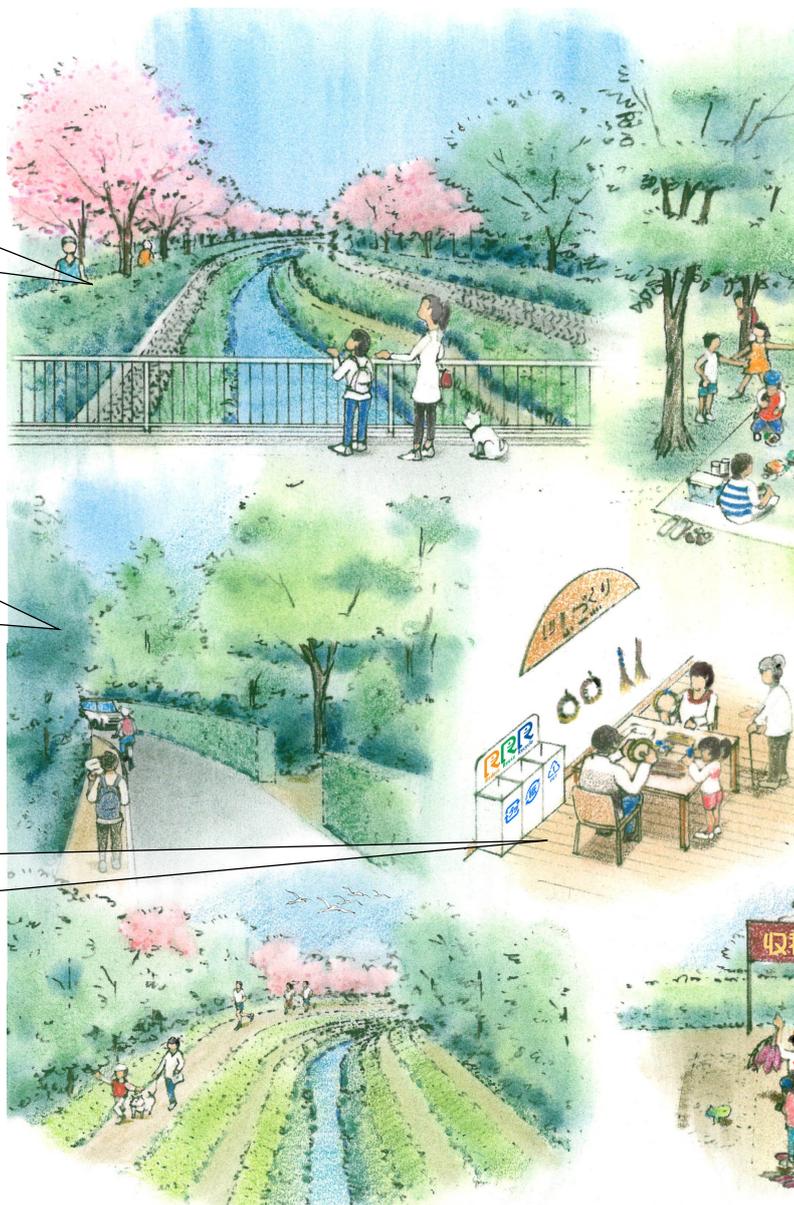
本市はみどりと水に恵まれた豊かな自然が形成されており、公園、農地及び水辺などの景観を保ち、それらをいかすまちづくりを進めています。また、国は温室効果ガス*の排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル*」、東京都は2050年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京*」、本市は2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す「気候非常事態」を宣言しています。

まちづくりのテーマを実現するため、みどり・水・環境共生の方針では、地域固有の資源である豊かなみどり・水をいかしたネットワークの形成、みどりの保全・創出、風景・景観の保全と形成、循環型社会の推進及び脱炭素化に向けた取組など、次世代に誇れる自然と都市が調和した持続可能なまちを目指します。

多様な動植物が生存している
自然と共生したまち

培われてきた自然の風景を
これからも守り育てていくまち

ごみを出さない、
資源を有効に活用した
循環型社会が形成されるまち



目指す将来像

- 市内の豊かなみどり及び水辺など、市民の憩いの場であるだけでなく、市外の人が訪れても楽しめる光景が広がっている、自然環境が持つ多様な機能を活用した魅力あるまち
- みどり・水に触れられる環境が身近にあり、多世代で自然を学び、生物多様性の保全など自然環境を守り育てる市民活動が活発なまち
- 美しさと風格を備えた風景・景観の保全と形成が図られたまち
- 循環型社会の形成及び省エネルギー行動に努め、再生可能エネルギーを活用するなど、市民一人ひとりの高い意識による限りある資源を有効に活用した環境にやさしいまち

市外からも、様々な世代が
自然を体感し、学びに来るまち



省エネルギー行動に努め、
再生可能エネルギーなどを
活用した環境にやさしいまち

市民とともに自然環境を
守り育てるまち

身近な場所で、いつでも
みどり・水に触れられる
場所があるまち

(1) 小金井のみどり・水をいかしたグリーンインフラの推進

① みどりのネットワークの形成

- 自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ*を推進し、まちなかの緑化推進、みどりの拠点となる都市公園などの整備、みどりの軸となる国分寺崖線（はげ）*などの周辺部のみどりの保全及び都市計画道路*などのみどりの量を維持し、市内にあるみどり・水を結び、みどりのネットワークの形成を推進します。

● みどりの拠点

- 大規模な都立公園、霊園及び大学を、みどりの拠点（広域交流拠点）と位置付け、景観・環境保全及び防災など複数機能を備えたみどりを維持します。
- 地域の人にとって身近なみどりである都市公園及び学校などを、みどりの拠点（身近な交流拠点）と位置付け、市民の憩いの場として、潤い及び安全性が感じられるみどりを創出し、適切に管理するとともに、防災面及びレクリエーション面などでの活用を図ります。

● みどりの軸

- 市の歴史・文化に関わりが深く広域的な連続性のあるみどり・水として、崖線、河川及び主要な道路などが複数重なる重要性が高い場所をまとめて、みどりの軸（歴史と自然軸）と位置付け、国分寺崖線（はげ）*、野川及び玉川上水の良好な景観の保全を図ります。
- 東西につながるみどりの軸（歴史と自然軸）と直行・並行する主要な道路及び鉄道沿線の緑化をみどりの軸（身近な交通軸）と位置付けます。人通りが多く、市民・来訪者が目にしやすい移動経路となるため、主要な道路及び鉄道沿線では、環境・景観に配慮した街路樹の整備などによる緑化を推進し、維持管理に努めます。

【コラム】 グリーンインフラ

グリーンインフラ*は、米国で発案された社会資本整備手法であり、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本として、近年、欧米を中心に取組が進められています。

我が国では、既に従来の社会資本整備及び土地利用などの取組において、グリーンインフラ*と称していないものの、自然環境が持つ防災・減災、地域振興及び環境といった各種機能を活用した取組を実施しています。

欧米のグリーンインフラ*の議論では、人工構造物及びグリーンインフラ*は双方の特性を踏まえ、各所・面的に使い分けるべきものとの議論があります。一方で、災害リスクが避けられず、土地利用の条件が厳しい我が国では、人工構造物及びグリーンインフラ*は概念上及び要素技術の上でも切り離すことができず、双方の特性を理解の上、組み合わせることで使っていくことが重要です。

これらを踏まえて、社会資本整備及び土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成及び気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能な魅力ある国土づくり及び地域づくりを推進することが必要です。

② みどり・水の保全

- 国分寺崖線（はげ）※のみどりは、保全緑地制度※など各種制度の活用により保全します。
- 野川自然再生事業※対象地区に指定されている野川の水環境は、野川流域連絡会をはじめ、各種協議会を通じて、市民、東京都及び他自治体とともに引き続き保全を推進します。
- 宅地開発に伴う屋敷林などの民有地のみどりの減少を抑制するため、保全緑地制度※などの活用を努めます。
- 都市における農地を保全するため、営農しやすい環境づくり及び市民農園※として活用するなど、農地減少の抑制を推進します。
- 玉川上水では、史跡、名勝として良好な姿を保全するとともに、良好な景観を維持します。
- 公園及び道路などの維持管理を市民との協働により進めるため、環境美化サポーター※などボランティア制度の活用を推進します。



武蔵野公園

（提供）小金井市観光まちおこし協会

③ みどりの創出

- 市街地の緑化を図るため、住宅地の緑化、建築行為における緑化指導及び建築物の緑化など、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。
- みどりのネットワークの充実を図るため、道路の幅員及び場所の特性に応じた都市計画道路※など街路樹の整備を推進します。
- 公共施設は、一定の敷地面積以上の新設時には敷地内の緑化を推進するとともに、既存施設にあるみどりは、可能な限りみどりの量を維持し、質の向上を図ります。
- 市立公園は、さらなる魅力向上のため、指定管理者制度※の導入を推進します。
- 利用者の多い公園などを優先的に整備し、魅力向上を図るとともに、利用者の少ない公園などは、近隣住民の意向も踏まえ、活性化に向けた方策を検討します。



連雀通りのあじさい

（提供）小金井市観光まちおこし協会

④ 生物多様性の保全

- 国分寺崖線（はげ）※及び野川などのみどり・水と、そこに生息・生育する生き物からなる生物多様性が確保された、自然と共生したまちづくりに努めます。
- 環境学習プログラム及びイベントなど学習機会の提供を、関係機関と協働して推進します。

⑤ 水循環の保全

- 地下水及び湧水などへの関心を高めるため、モニタリングの実施、公表及び情報発信による普及啓発を図ります。
- 宅地内の雨水浸透施設※の設置及び道路の透水性舗装の敷設など、水の循環による地下水及び湧水の保全を推進します。
- 地下水への影響が懸念される開発事業などは、事業者には調査などを求めるとともに、専門家による審議を踏まえて、事業による影響を把握し、対策をフィードバックします。
- 一定以上の降雨時における下水道越流水の河川流入による水質汚濁を防止するため、雨水浸透施設※などの設置により、河川環境の保全を推進します。



下弁天子供広場の地下水

⑥ 親水空間の整備

- 野川及び仙川の親水性を高めることなどを東京都に要望し、親水空間の整備を促進します。



野川の親水空間

（提供）小金井市観光まちおこし協会

(2) 小金井の特徴的な風景・景観の保全と形成

① 風景の保全と形成

- 小金井公園、武蔵野公園及び野川公園などの公園、国分寺崖線（はげ）※、野川、玉川上水、名勝小金井（サクラ）並木、大学、住宅地内の屋敷林及び農地など、小金井の特徴的なみどり・水が身近にある風景の保全と形成を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。



小金井公園
（参照）小金井市みどりの基本計画

② みどりの創出による都市景観の形成

- 公共施設及び建築物の緑化など良好な都市景観の形成を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。
- 多くの市民が訪れる駅周辺及び都市計画道路※沿道は、開発などによる緑化及び道路整備にあわせた街路樹の整備により、良好な都市景観を形成するとともに、適正な維持管理を推進します。

③ 良好な景観形成

- 風致地区※に指定されている玉川上水沿いの一部では、武蔵野の野趣に富んだ自然的景観及びこれと一体となった史跡、名勝としての景観を維持します。
- 景観法に基づく良好な景観形成に向けた取組を、市民・事業者・関係機関と連携して推進します。
- 東京都と連携して屋外広告物を規制し、良好な景観形成及び危害の防止を推進します。
- 良好な市街地景観を形成するため、無電柱化を推進します。
- 良好な景観形成を図るため、都市における農地を環境・防災機能など多面的な利用に努めるとともに、市街地にあるべきみどりとして保全することを推進します。

④ 風景・景観の魅力の発信

- 一人ひとりが守り育てたみどりと水を次世代に引き継ぎ、多くの人を訪れたいまちづくりを推進するため、小金井の特徴的な風景・景観の魅力を発信します。

(3) 循環型都市の形成

① ごみ処理の適正化

- 発生抑制を最優先とした3R（リデュース、リユース、リサイクル）※の推進を基本方針として、市民・事業者と連携して、ごみを出さないライフスタイルの推進、再使用の促進及び資源循環システムの構築などに取り組み、循環型社会の形成を推進します。
- 日常生活において排出されるごみを、事業者・関係機関との連携を図り、生活環境に支障が生じないように適切かつ円滑に収集・運搬・処理・処分することにより、安全・安心・安定的なごみ処理体制の確立を推進します。



野川クリーンセンター

② リサイクル材の利活用

- 公共施設、道路、公園及び下水道の工事・修繕の際には、再生路盤材、再生アスファルト混合物※及びエコセメント製品※などリサイクル材の利活用を推進します。



エコセメント製品

(4) 環境共生まちづくりの推進

① 移動における低炭素化

- 道路ネットワークの整備により、交通渋滞を緩和し、自動車の低速走行を改善することで、環境負荷の低減を図ります。
- 自家用車利用から公共交通などの活用及び徒歩・自転車への交通手段の転換を推進します。
- 公共施設への急速充電設備及び水素ステーションの整備などによる、電気自動車及び水素自動車など環境に優しい自動車を利用しやすい環境づくりを検討します。
- 環境に優しい自動車（低公害車）及び運転方法（エコドライブ）の情報提供などを行い、事業活動及び日常生活における環境負荷の低減に努めます。



電気自動車充電設備

② 建築物などにおける低炭素化

- 地球温暖化を防止するため、住宅における太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進、HEMS（Home Energy Management System）※、コージェネレーションシステム※、既存住宅の省エネルギー化、新築におけるZEH（Net Zero Energy House）※及び東京ゼロエミ住宅※などの普及啓発などに取り組み、低炭素社会の構築を推進します。
- 公共施設では、環境に配慮し、消費エネルギーを低減化する設備及び再生可能エネルギーなどの導入を推進します。
- 都市のヒートアイランド現象※の緩和及び身近なみどりの創出を図るため、屋上緑化、壁面緑化及び生け垣造成を推進します。

③ 環境と共生する農の推進

- 食品リサイクル堆肥を活用した土づくりの取組など、環境に優しい農の形成を推進します。



食品リサイクル堆肥を活用した農業体験

【コラム】 小金井市気候非常事態宣言

平成27（2015）年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められました。また、令和3（2021）年の8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価報告書で、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と発表されました。

気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動及びライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。

みどり豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会及び事業者などが協働し、温室効果ガス*の削減を図る「緩和策」と気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組み、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、令和4（2022）年1月1日に「小金井市気候非常事態宣言」を発出しました。

【小金井市気候非常事態宣言（令和4（2022）年1月1日）】



小金井市気候非常事態宣言
～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、世界各地で熱波や干ばつ、大規模な森林火災など、地球温暖化による異常気象が頻発しています。日本各地でも、猛暑や熱帯夜の増加、記録的な集中豪雨や強大化した台風による崖崩れや洪水など、甚大な被害が発生しており、このまま温暖化が進行すると、私たちの市民生活に多大な影響が出るのが予想されています。気候変動による気象災害は極めて深刻で身近に迫った脅威であり、私たちの生存基盤を揺るがす、まさに「気候危機」です。

この危機的状況を脱するために、2015年に国連で採択された「パリ協定」では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標が定められました。また、2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の評価報告書で「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と発表され、この危機的状況は、私たちの日々の行動が引き起こしているものであることが明確になりました。

今こそ、私たちは気候危機を自らの問題として認識し、経済社会活動やライフスタイルの変革に取り組むなど、気候危機への対策を加速させなければなりません。この非常事態を切り抜けるためには、「一人ひとりから始める意識改革」と「今すぐ行動する」ことが何より重要です。そして、そのような行動に自ら積極的に取り組もうとする気持ちや姿勢を、大人だけでなく幼い頃から醸成するために「環境教育」の充実に注力していきます。

小金井市のみどり豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市、市民、教育委員会、事業者等が協働し、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と気候変動による災害から市民を守る「適応策」に本気で取り組み、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

令和4（2022）年1月1日
 小金井市長 **西岡真一郎**
 小金井市教育委員会 教育長 **大熊雅士**



方針図（みどり・水・環境共生）



凡例

- | | | | |
|---------------------|-----------|-------------|-----------|
| みどりの拠点
(広域交流拠点) | 都市計画公園・緑地 | 広域幹線道路 | 国分寺崖線(はけ) |
| みどりの拠点
(身近な交流拠点) | 都市計画墓園 | 幹線道路 | 河川 |
| みどりの軸
(歴史と自然軸) | 特別緑地保全地区 | 都市計画道路以外の都道 | 玉川上水 |
| みどりの軸
(身近な交通軸) | 教育施設 | 鉄道・駅 | |

基本目標 4

誰もが安全で安心して暮らすことができるまち

安全・安心の方針

東日本大震災から10年以上が経過し、この間も各地では、地震及び豪雨など災害が続き、その度に大きな被害が発生しています。本市においても、いつ発生してもおかしくない、災害の被害拡大を防ぐための取組を進めています。また、日常生活における身近な安全・安心を確保するための取組及び都市生活に必要な公共施設などの計画的な維持管理を進めています。

まちづくりのテーマを実現するため、安全・安心の方針では、防災・減災など地域の強靱化、地域の防災力・防犯力向上に向けた取組及び都市施設などの適正な維持管理を進め、誰もが安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちを目指します。

災害に強く、安全で安心して暮らせるまち

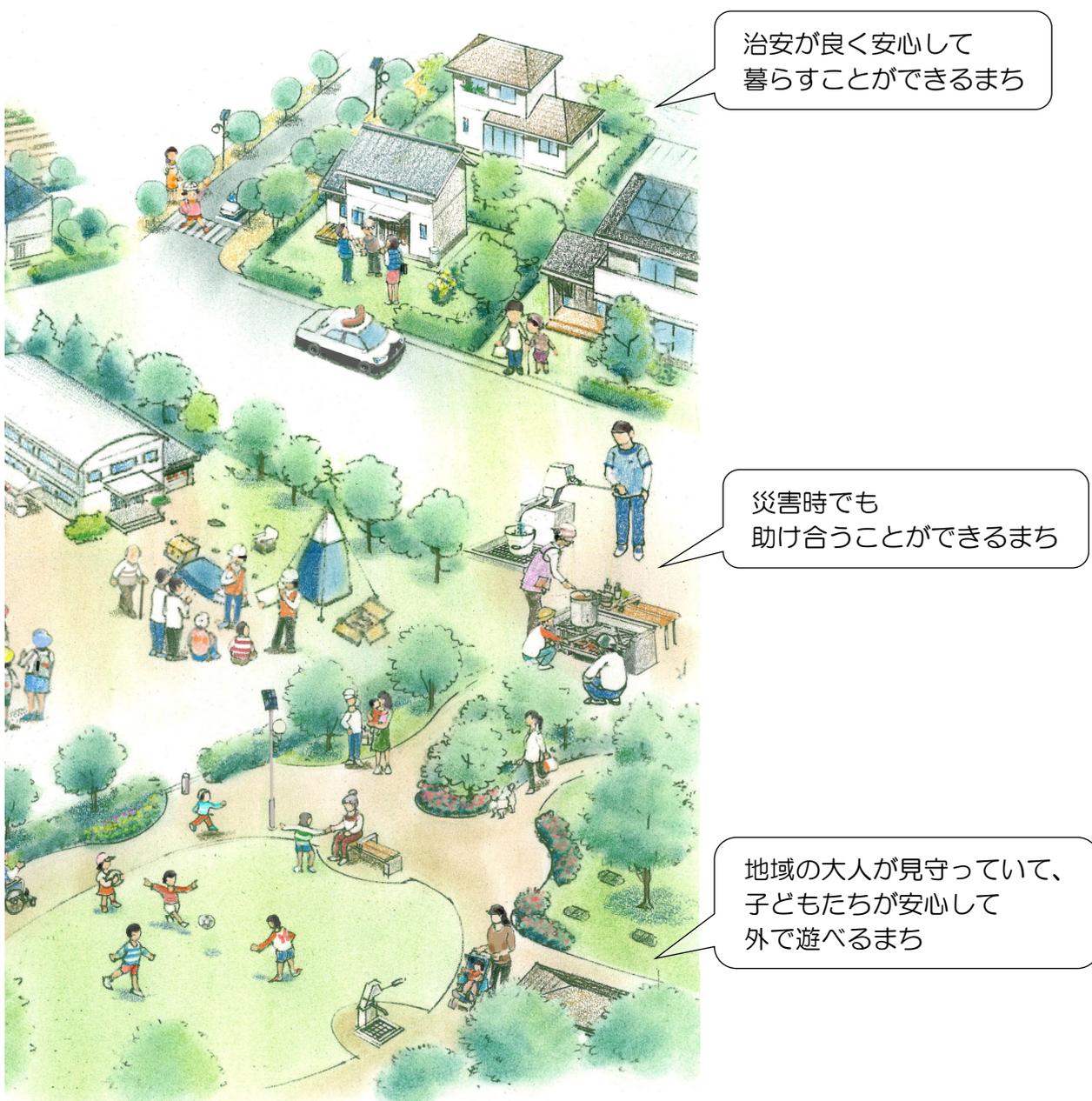
地域の防災活動が活発で、地域コミュニティが強化されるまち

インフラが適切に維持管理・更新されるまち



目指す将来像

- 地域特性に応じた取組により、致命的な被害を負わない、速やかに回復できる災害に強いまち
- 公共施設などのインフラが適切に維持管理・更新され、安全で安心して暮らせるまち
- 地域における防災活動が充実し、災害時に助け合うことができ、安心して暮らせるまち
- 地域における見守り活動が充実しており、子どもたちが外で自由に遊ぶことができ、治安が良く、安心して暮らせるまち



(1) 災害に強い市街地の形成

① 防災上の都市基盤の整備推進

- 災害時における広域避難場所※、一時避難場所※及び避難所※などへの避難経路を確保するとともに、市街地火災の延焼を防ぎ、救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯※の形成を推進し、地域の安全性の向上に努めます。
- 延焼遮断帯※に位置付けられている道路・鉄道の沿道建築物は、不燃化及び耐震化を推進します。
- 災害時における防災拠点をつなぐ防災ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送道路※のあり方を検討します。
- 緊急輸送道路※の沿道建築物の耐震化を推進するとともに、旧耐震基準の木造住宅は、耐震診断及び耐震改修に対する支援を推進します。
- 災害時における安全な避難及び救援活動の円滑化を図るため、無電柱化を推進し、都市防災機能の強化に努めます。



防災機能が強化された連雀通り

② 多様な防災拠点の整備推進

- 行政・福祉総合拠点は、災害時における防災拠点としての機能強化を図ります。
- 広域避難場所※、一時避難場所※及び避難所※などは、地域に応じた防災機能の強化を図るとともに、必要に応じて近隣市との連携を検討します。
- 避難所※における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止するとともに、避難所※の過密化を避けるため、在宅避難など分散避難の周知を図ります。
- 災害時の防災拠点としての機能を確保するため、公共施設などの自立・分散型電源の確保及び非常用発電機用の燃料確保の取組を推進します。



広域避難場所案内板

③ 環境・防災まちづくりの推進

- 道路が狭く住宅が密集している市街地の状況などに応じて、必要な地区では、敷地の細分化防止及び防火規制による建築物の不燃化などを推進し、安全で良好な住環境の形成に向けた取組に努めます。
- 農地が点在し、無秩序に宅地化された地区では、地区の防災性の維持・向上に向けた取組を検討します。
- 防災都市づくり推進計画※（東京都）により指定されている「木造住宅密集地域※」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域※」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域※と同等である地域※」では、防災性の向上に寄与する規制・誘導及び都市基盤の計画的な整備の推進を検討します。
- 公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保に努めます。
- 倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀などの早期除去及び生け垣造成などを推進します。
- 地震に関する地域危険度※測定調査（東京都）で地域危険度※が高い地区では、防災・減災に向けた取組を検討します。



生け垣造成

④ 情報通信機能の強化

- 災害時の情報通信の確保に向け、防災機関などと相互に情報共有するとともに、市民に対し情報を分かりやすく、迅速かつ確実に伝達できるよう、ソーシャルメディア※などを活用し、情報手段の多重化・多様化を図ります。



小井井市公式ツイッター

⑤ 風水害への対策

- 雨水浸透ます及び浸透トレンチ[※]などを設置し、貯留・浸透施設による流域対策及び河川と下水道の連携による浸水対策を推進します。
- 都市型水害に対する情報発信は、浸水予想区域図に基づくハザードマップ[※]の作成・公表など、広報及び啓発活動を様々な方法により実施します。
- 土砂災害警戒区域[※]及び土砂災害特別警戒区域[※]に指定されている区域では、東京都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討します。



野川第二調整池

⑥ 復興まちづくりの事前準備の検討

- 平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興で目指すまちづくりの目標設定をするとともに、その実施手法及び進め方など、復興まちづくりに向けた事前準備を検討します。

【コラム】 ハザードマップ・あなたのまちの地域危険度・富士山噴火への対策

「小金井市防災マップ」（ハザードマップ[※]）は、いざという時の避難場所及び避難所[※]などを地図で示すとともに、災害に対して備えておくべきことなどの防災情報が掲載されています。また、令和元（2019）年6月に東京都より公表された浸水予想区域図及び令和元（2019）年9月に東京都より指定された土砂災害（特別）警戒区域に関する情報が示されています。

東京都は、地震に関する地域危険度[※]測定調査として、「あなたのまちの地域危険度[※]」を公表しており、地震に対する危険性を地域危険度[※]として測定し、町丁目ごとに相対評価によるランク分け（5段階）を示しています。この地域危険度[※]は、建物倒壊危険度、火災危険度、それらに災害時活動の困難さを加味した総合危険度を指標として、町丁目ごとに地震に対する地域の危険性を評価しています。

災害に強いまちづくりを推進するためには、道路・公園の整備とともに、避難訓練、建物の耐震化・不燃化など、日頃からの十分な備え及び対策が被害軽減につながります。そのためにも、避難方法及び地域の危険度に関する情報を知ることは重要です。

これらに加えて、令和3（2021）年3月に富士山火山防災対策協議会により、富士山ハザードマップ[※]の改訂版が公表されるなど、富士山噴火への対策が必要となっています。本市は、噴火による溶岩流及び火砕流などの直接的な被害は予測されていないものの、噴火に伴う降灰により交通機能及び経済活動が麻痺すると想定されています。今後、富士山噴火に伴う火山灰被害を軽減する対策を検討することが重要です。

(2) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくり

① 防犯機能の強化

- 公園及び道路などにおけるまちの死角をなくした整備を推進するとともに、必要に応じて防犯カメラの設置及び照明の整備など、防犯性の向上を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。



防犯灯・防犯カメラ

② 地域による防犯体制の充実

- 地域の安全性を向上させるため、町会・自治会など地域コミュニティの強化及び関係機関との連携など、自助・共助・公助の継続的な取組により、地域の防犯体制の充実を図ります。

③ 空家等対策の推進

- 空家等の発生予防及び所有者などによる適正な管理を促すことにより、管理不全となる空家等の増加防止に努めます。

④ 地域防災力の強化

- 地域における防災力の向上を図るため、関係機関との連携、消防団の活動体制の充実、町会・自治会を中心とした自主防災組織の強化・結成の促進及び防災訓練の実施など、地域コミュニティ機能及び市民の防災意識の維持・向上を推進します。
- 地域の防災倉庫及び備蓄倉庫などの整備・充実に努めます。
- 地域の避難行動要支援者*を把握するなど、災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。

⑤ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

- 誰もが使う施設、道路及び公園は、子ども、子育て世代、高齢者及び障がいのある人などが円滑に利用できるよう、バリアフリー*化及びユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを推進します。

(3) 都市施設などの適切な維持管理・更新

① 計画的な都市基盤などの維持管理・更新の推進

- 道路、橋りょう、上・下水道及び建築物などの公共施設では、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、東京都と連携して、適切なマネジメントサイクルに基づいた点検・診断・修繕などの維持管理及び耐震化・長寿命化などの更新を推進します。
- 電気、ガス及び通信などのライフラインは、各事業者による定期的な点検・診断・修繕などの維持管理及び耐震化・長寿命化などの更新を促進します。



橋りょう点検

② 地籍調査の推進

- 災害時に迅速な復旧・復興活動が可能になるとともに、土地境界紛争の未然防止及び登記手続の簡素化につなげるため、土地の実態及び状況を明確にする地籍調査事業を推進します。



地籍調査

方針図（安全・安心）



凡例

- | | | | |
|-----------|----------|-------------|-----------|
| 行政・福祉総合拠点 | 延焼遮断帯 | 広域幹線道路 | 国分寺崖線(はけ) |
| 広域避難場所 | 警察署・交番 | 幹線道路 | 河川 |
| 一時避難場所 | 消防署・消防施設 | 都市計画道路以外の都道 | |
| 避難所 | 緊急輸送道路 | 鉄道・駅 | |

序章 都市計画マスタープラン
見直しについて

第1章 都市を取り巻く状況

第2章 全体構想

第3章 地域別構想

第4章 まちづくりの実現に向けて

資料編

基本目標5

一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支えるまち

生活環境の方針

令和2（2020）年から大流行している新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式は大きく変化しました（ニューノーマル[※]）。暮らし方・働き方に対する意識及び価値観が多様化するとともに、情報化社会の進展に伴い、大きな転換期を迎えています。また、本市には貴重な都市農地が多く残っており、農地の多様な機能をいかしたまちづくりを進めていく必要があります。

まちづくりのテーマを実現するため、生活環境の方針では、地域コミュニティの活性化、多様な住環境の形成及び都市に残る貴重な農地の保全・活用などにより、一人ひとりの多様な暮らし方・働き方を支える持続可能なまちを目指します。

歩ける範囲に生活に必要な施設があり、誰もが暮らしやすいまち



様々な人たちと新たな交流が生まれるまち

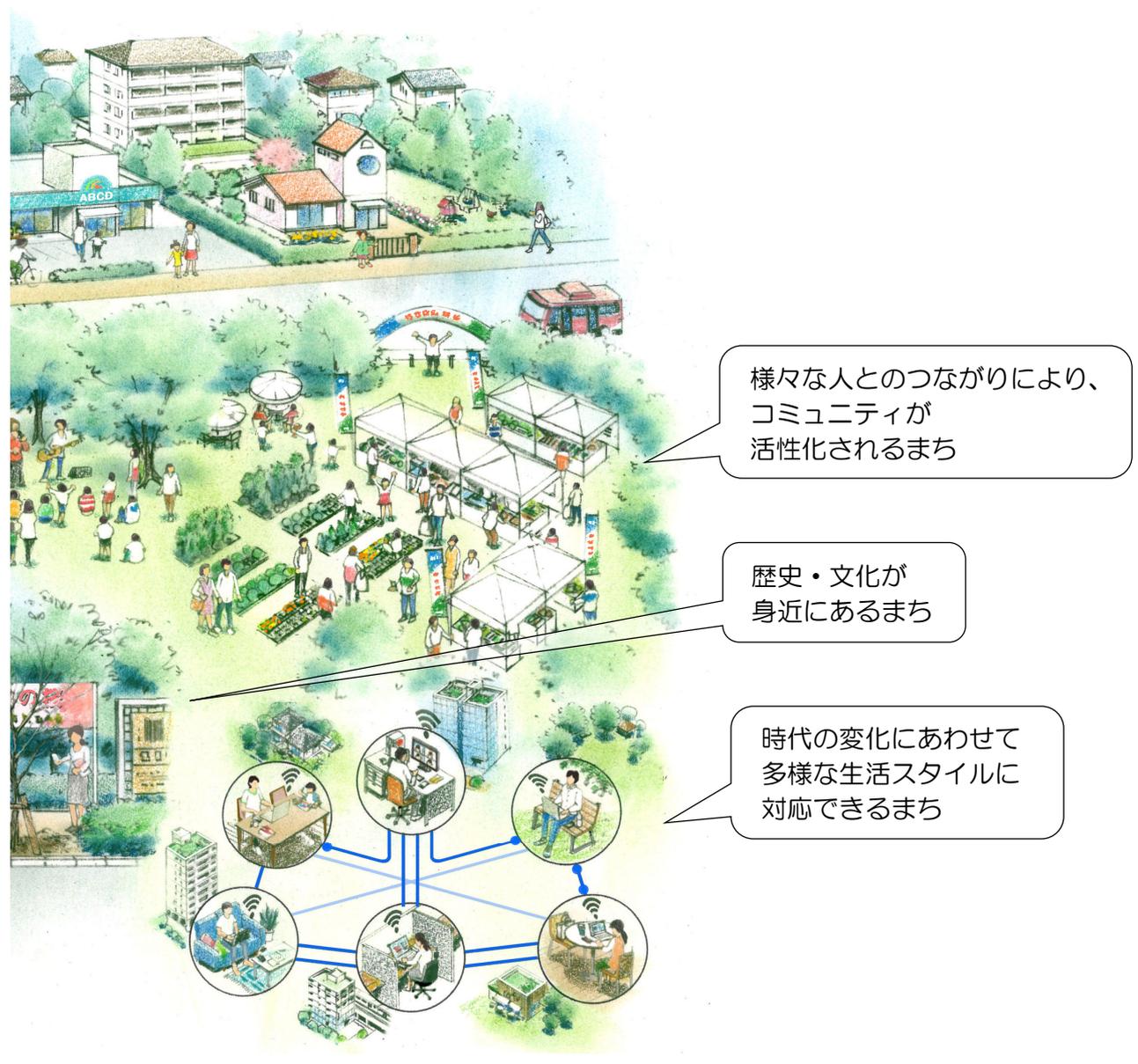


身近で農に触れられるまち



目指す将来像

- 多様性及び様々な交流が生まれるコミュニティが形成され、人と人のネットワークが広がっていくまち
- 歩いて暮らせる、高齢者・障がいのある人が安心して暮らせる、子育てしやすいなど、誰もが暮らしやすい環境が整備されたまち
- 地域の歴史・文化をいかして、市内外から多くの人が集まり、回遊性のある誰もが楽しめるまち
- 市内に残された貴重な農地では様々なイベントが開催されるなど、農を身近に感じることができるまち
- 生活様式の大きな変化（ニューノーマル[※]）に対応した暮らしやすいまち



(1) 地域コミュニティの活性化

① 地域のコミュニティ活動及び交流を支援するまちづくり

- 既存施設の有効利用及び空家等の利活用などにより、地域で身近に集まることができる施設など、市民とともに地域に必要な機能の導入を検討し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
- 学校運営に地域の声を積極的にいかして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるためのコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※を活用し、地域全体で子どもたちの学び・成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指した地域学校協働活動を実施し、地域コミュニティの活性化に関する取組を推進します。
- 町会・自治会活動の活性化及び再構築を図るため、市民の加入を促し、連携して活動することにより、地域コミュニティ形成を支援します。
- 子どもがのびのびと遊び、子どもを連れた大人が安心して出歩くことができるよう、公共施設、遊び場、公園及び道路環境の整備に努めるとともに、多世代が気軽に集まり交流できる地域コミュニティの形成を図ります。
- 地域における良好な環境及び地域の価値を維持・向上させ、住み良いまちづくりを推進するため、地域が主体となった地区まちづくり計画※の策定及びエリアマネジメント※活動を支援します。
- 大学、企業及び市民との人的・知的交流による生涯学習、地域活性化の推進及び地域資源の活用など、大学などと連携したまちづくりを推進します。

【コラム】 ニューノーマルなまちづくり

新型コロナ危機を契機として、テレワーク※の急速な普及による場所を選ばない働き方及び自宅周辺での活動時間の増加など、生活様式は、今まで「常識」と考えられていた状態が変化し、「新しい常識：ニューノーマル※」に移行しています。

それに伴い、「暮らす」、「働く」場である都市に対するニーズも変化してきており、ライフスタイルに応じた多様な働き方、暮らし方の選択肢を提供していくことが求められています。

今後のまちづくりは、市民一人ひとりの多様な暮らし方、働き方に的確に応え、機敏かつ柔軟に施策を実施することが必要であり、現在は都市の施設・インフラの整備が相当程度進展していることから、地域の資源として存在する既存の道路、公園及び民間空地などの官民の既存ストック（都市アセット）を最大限に活用して、市民の多様な暮らし方、働き方に応えていくことが重要です。

(2) 多様な住環境の形成

① 誰もが暮らしやすい住環境の形成

- 各地域では、多世代が集う生活に必要な施設を立地誘導することにより、歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、公共交通などの活用により、必要なサービスを利用することができる環境の整備を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム[※]の深化・推進を図るとともに、障がいのある人など誰もが、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会を支えるバリアフリー[※]化及びユニバーサルデザイン[※]に配慮したまちづくりを推進します。
- 高齢者、障がいのある人及び子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方に、ライフステージに応じて必要な支援を行い、安心して暮らせる住宅・住環境づくりを推進します。
- 職住近接による多様な働き方の支援及び子育てしやすいまちづくりを推進するため、テレワーク[※]など新しい生活様式を支援する施設を、駅周辺だけではなく、既存施設の有効利用及び空家等の利活用などにより、各地域へ展開できる環境づくりに努めます。

② 魅力ある商店街づくり及び地域の事業・産業振興

- 商店会及び事業者の自発的な取組を支援し、にぎわいの創出を図ります。
- 創業者の市内定着を促進するとともに、事業者の経営安定化及び成長を支援します。

③ 健康まちづくりの推進

- 健康増進を図るため、外出のきっかけとなる都市機能及び施設を地域拠点に誘導するとともに、街路樹の整備及び歩行空間の確保により、高齢者及び障がいのある人など、誰もが外出したくなるまちづくりを推進します。
- 「だれでも、いつでも、どこでも」市民が主体的に生涯を通じてスポーツを楽しむ、健康の保持・増進ができる環境づくりを推進します。



野川駅伝大会

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- 社会の新しい動きを捉えて、情報セキュリティ及び情報格差対策を図るとともに、ICT*及びその基盤となる情報通信ネットワークなど先端技術を活用し、新たな価値・つながり・サービスが創出される市民の生活の質の向上につながるまちづくりを推進します。

⑤ 歴史・文化をいかしたまちづくり

- 国分寺崖線（はげ）*、玉川上水、名勝小金井（サクラ）並木、公園、坂及び神社仏閣など市内に点在する資源をいかして、歴史・文化を楽しめるまちづくりを推進するとともに、公共交通及び自転車シェアリング*などの利用による回遊性の向上を図ります。
- まち全体が活気を持ち、芸術文化に出会える機会をつくり、市民主体の芸術文化事業の実施により、連携と協働の体制がつけられ、誰もが芸術文化を楽しめるまちづくりを推進します。



名勝小金井（サクラ）並木
（提供）小金井市観光まちおこし協会



貫井神社冬の景色
（提供）小金井市観光まちおこし協会

(3) 農のあるまちづくり

① 農地の保全・活用

- 市街地にあるべきみどりとして、小金井のみどりを形成する大きな要素となっている農地の保全を図るため、市民農園*及び農地などを活用した交流・地域づくりを推進します。
- 農地に生産緑地*地区を指定し、生産緑地地区に特定生産緑地制度*及び貸借制度*を活用することにより、都市農地の維持・保全を推進します。
- 都市において貴重なみどりの空間である農地は、農作物の生産のみならず、防災、環境保全及び子どもから高齢者まで農業に触れる機会の提供など、多面的な機能を有する農地としての活用に努めます。

② 都市農業のさらなる魅力の発信

- 市民の都市農業に対する理解及び関心を高めるため、農商・農福・農学*など他分野との連携を促進するとともに、収穫体験などの各種イベント、地場産農産物直売所PR、地域コミュニティ活動の場として農地を活用した新たな取組の紹介及び市内農産物のブランド化などを通じて小金井農業の魅力を発信します。



わくわく都民農園小金井

【コラム】都市農業を保全する取組

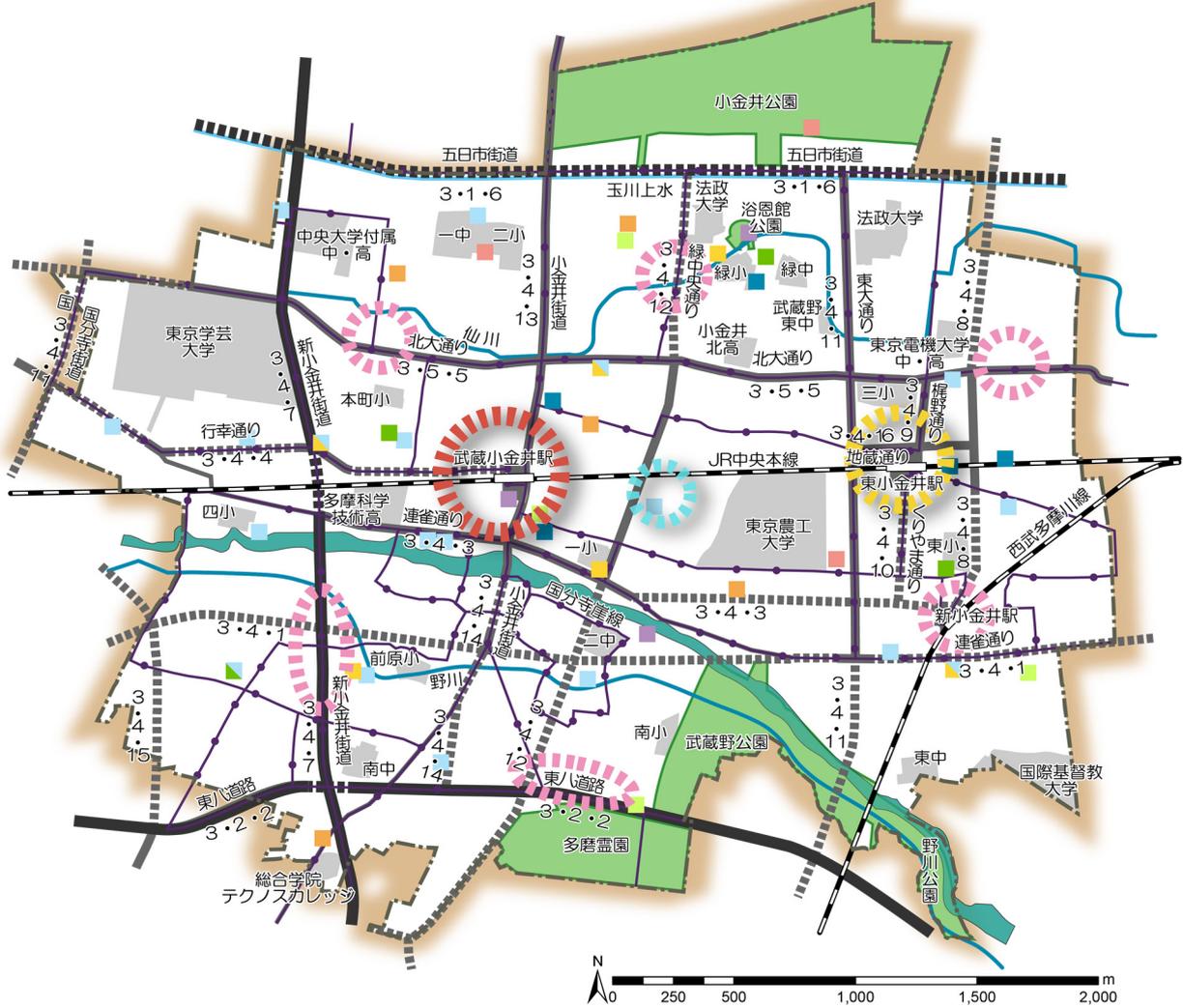
平成28（2016）年に閣議決定された都市農業振興基本計画では、都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ位置付けを転換しました。この都市農業を保全する取組の一つとして、本市では、「体験型市民農園*」制度があります。

体験型市民農園*は、市が開設する市民農園*とは異なり、農家が開設し、農業の講習会を実施します。利用者は、その講習会で学んだ通りに、自分の区画で農作業をし、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まき及び苗の植え付けから収穫まで体験します。自由に好きなものをつくることはできませんが、プロの技術で栽培した様々な野菜を収穫することができます。

体験型市民農園*の特徴として、以下があげられます。

- （農業のプロの指導）農家が、多くの利用者の労働力をいかして、減農薬農法に努めた地域に受け継がれてきた栽培指導を行うとともに、苗、肥料及び農具も農家が用意します。
- （利用者間の交流）利用者は、皆で同じ農作業を体験したり、イベント（収穫祭など）を通じて交流が深まり、新たなコミュニティの形成が図られます。
- （農業経営の安定化と省労力化）農家にとって、毎年安定した収入が見込めます。また、直接的な農作業の労力は軽減され、利用者の指導及び交流などに労力がかかるものの、自分で農作業を行うよりは、労力が節約できます。
- （行政コストの削減）農家が農業経営の一環として開設する農園のため、市は当初の施設整備費及び管理運営に助成と支援をするだけです。市が開設する市民農園と比べ、行政負担が軽減されます。

方針図（生活環境）



凡例

- | | | | |
|-----------|-------------------|-----------|-------------|
| 中心拠点 | 高齢者福祉・介護施設 | 大規模公園・墓園 | 広域幹線道路 |
| 副次拠点 | 子育て施設（児童館） | 国分寺崖線（はけ） | 幹線道路 |
| 地域拠点 | 障がい福祉施設 | 河川 | 都市計画道路以外の都道 |
| 行政・福祉総合拠点 | 図書館 | 玉川上水 | 鉄道・駅 |
| | コミュニティ施設（公民館・集会所） | | バスルート注 |
| | 医療施設 | | バス停注 |
| | 文化施設 | | |
| | スポーツ施設 | | |
| | 教育施設 | | |

注：令和4（2022）年8月現在